寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年11月21日

新潟県人事委員会

委員長　　鶴　巻　　克　恕

新潟県人事委員会規則第６－1810号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第６－1485号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr>
<td>
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>所　在　地</th><th>公署及び学校等</th><th>区　　域</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>上　越　市</td><td>（略）
上越警察署上越妙高駅前交番
（略）

（略）</td><td>上　越　市</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
備考　（略）
</td>
<td>
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>所　在　地</th><th>公署及び学校等</th><th>区　　域</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>上　越　市</td><td>（略）
上越警察署南本町交番

（略）
上越警察署島田駐在所
（略）</td><td>上　越　市</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
備考　（略）
</td>
</tr>
</table>

附　則

この規則は、平成29年11月24日から施行する。